

道路運送車両の保安基準(原動機付自転車)について

- 立ち乗り電動スクーターは、その大きさ、構造から原動機付自転車に分類され、公道での走行には道路運送車両の保安基準に適合させる必要がある。

原動機付自転車の 範囲及び種類

長さ: 2.5m以内
幅 : 1.3m以内
高さ: 2.0m以内

定格出力: 0.6 kW以下
(※第1種原動機付自転車の場合)



出典: HPから引用

立ち乗り電動スクーターに必要な保安装置

後写鏡

前照灯

制動装置

警音器

方向指示器、速度計
(最高速度20km/h未満は不要)

尾灯、制動灯
(最高速度20km/h未満は不要)

後部反射器、番号灯